

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）146条1項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）65条1項の規定に基づく自動車税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年5月1日付けでした自家用自動車（以下「本件自動車」という。）に係る令和5年度自動車税（種別割）賦課処分（税額45,400円、納期限令和5年5月31日。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、本件処分の取消しを求めている。

本件自動車に対する自動車税賦課は、標準税率に対し15%重課となっている。初回登録から13年を経過しているだけでなぜ税率を上げるのか合理的理由がない。同じ13年経過でもトラック・バスは重課の割合が10%である。加えて営業用の乗用や貨物などの他用途車に比べ税率が著しく高額である。電動車両やハイブリッド車は重課されないのも整合性がない。

処分庁は課税権を濫用し、いたずらに重い賦課処分を行っており、承服できない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、

棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 9月20日	諮問
令和6年12月 9日	審議（第95回第4部会）
令和7年 1月21日	審議（第96回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

自動車税は、自動車に対し、賦課期日（4月1日）現在の所有者に種別割によって課するとされ（法146条1項及び177条の8並びに条例65条1項及び78条）、その税率は、総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下の自家用の乗用車については、年額36,000円とされている（法177条の7第1項1号ロ(3)及び条例77条1項1号ロ(3)）。

ただし、上記自家用の自動車のうち、令和元年10月1日の前日までに初回新規登録を受け、平成28年改正前の法又は条例に規定する自動車税を課されたものについては、年額39,500円とされ（法附則12条の4第1項3号及び条例附則7条の2第1項3号）、さらに、平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車については、初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税を、45,400円とすることとされている（法附則12条の3第1項1号及び12条の4第3項並びに条例附則7条1項1号及び7条の2第3項）。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件自動車は、平成4年8月31日に新規登録された、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる総排気量1.59リットルの自家用乗用車であるが、本件自動車に係る令和5年度分の自動車税（種別割）賦課処分に当たっては、当該年度が初回新規

登録を受けた日（平成４年８月）から起算して１４年を経過した日の属する年度（平成１８年度）以後に当たることから、条例附則７条１項１号及び７条の２第３項の規定に基づき４５，４００円とされたものである。

そうすると、本件処分に係る税額は、前記１の法令の規定に則ったものであり、本件処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点を認めることはできない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、上記（第３）のとおり主張する。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美